

BCP（緊急時事業継続計画）について

平成30年10月1日

一般社団法人日本卸電力取引所

一般社団法人日本卸電力取引所では、様々なリスクが発現した場合であっても、社会インフラとしての責務を果たすため、業務を堅実かつ安定的に継続できる体制の整備に努めています。具体的には、自然災害、システム障害、新型インフルエンザの流行等、多様なリスクに対応するため、リスクが発現した場合の業務継続に関する基本方針、体制、手順等を定めたBCP（緊急時事業継続計画）を策定しています。

また、BCPについては、取引参加者をはじめとする関係機関にもできる限り広く知っていただくことが重要であるとの考えから、セキュリティ等の面で問題とならない範囲で公表します。

1. 基本的な考え方

本BCPは、事業継続に係る基本方針を明確にすることを目的とするものです。リスクが顕在化した際に可能な限り事業継続を図ることにより、取引参加者等への影響を最小化することを目的とし、また、事業継続による我が国電力市場の信頼性の向上を目的としています。

また、当所の市場で行われる取引の継続にかかる基本的考え方については「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」として公表しています。

2. 再開目標（2案を採用）

BCPに基づく事業継続にあたっては、提供する事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合には可能な限り早期の再開を目指すことを基本としつつ、大規模地震等、事業継続に甚大な影響を及ぼすリスクが発現した場合であっても、電力の需給運用への影響度の観点から、翌日の需給計画の策定に利用されるスポット市場及び翌日計画策定後の需給調整に利用される時間前市場の実施を最優先とした業務の継続・復旧を目標としています。

この目標を達成するため、プライマリセンタ（システムが稼働しているデータセンタ）との同時被災を回避することが可能と考えられる立地において、セカンダリセンタ（バックアップのデータセンタ）を構築しています。

3. 対象とする範囲

(1) 想定するリスク

本BCPは、地震・風水害等の自然災害、システム障害、電力・通信等の社会インフラの停止、物理的破壊行為・サイバーテロ等のテロ行為、新型インフルエンザの流行等を想定しており、その結果として生じる事象として、建物の利用不能、システムの利用不能、人員の不足、外部機関の停止等を想定しています。

(2) 適用範囲

本BCPは、当所における電力の需給運用に直結する機能（市場運營業務及びそれに従事する部署）を対象として策定しています。

4. 対応方針

本BCPは、下記（1）～（3）の各事象について対応方針を定めることにより、想定されるリスクが顕在化した際にも必要最小限の事業を可能な限り継続するための体制・手順を定めています。

(1) プライマリセンタの利用継続を前提とした対応

当該事象は、大規模地震、風水害、テロ行為等により、当所や外部機関は被害を受けているものの、プライマリセンタの利用は引き続き可能な場合を指します。事象が発生した際には、

- ・ 人身安全等に関する状況確認・避難等
- ・ 応動体制（分担）の設定（オフィス稼働時間外の場合の連絡体制・手段）
- ・ 分担にもとづくシステム、広報（マスコミ対応等）、設備、関係機関（広域運用推進機関等）への対応。

- ・ システム健全性の確認
- ・ 必要に応じてのバックアップシステムの稼働準備
- ・ 「疫病時」の対応指示（待機等）等の対応を行います。

事象の発生時には、可能な限り業務を継続するよう努めますが、コンティンジェンシー・プランに示すケースに該当する場合はその全部または一部を停止することがあります。

(2) セカンダリセンタへの切替えを前提とした対応

当該事象は、テロ、大規模火災等により、プライマリセンタが局所的に被害を受けている場合、または、首都直下型地震等により、当所、プライマリセンタ及び外部機関が同時に被害を受けており、セカンダリセンタへの切替えが必要となる場合を指します。

当該事象の発生時には、コンティンジェンシー・プランの適用により業務を一時停止することが想定されますが、セカンダリセンタへの切替えを行うことにより、可能な限り早期に再開いたします。

(3) システム障害

システム障害は、システムのハード障害、アプリケーション障害、通信回線障害等により、当所のシステムが利用不能となった場合を指します。

システム障害が発生した際には、当所のシステム担当を中心に初動対応を行うとともに、障害の影響を調査し、障害レベルに応じて対策チームを立上げて対応します。システム障害が重度で、長期間継続してシステムが利用不能となる場合には、BCP担当の下で

上記（１）（災害等の場合）と同様の対応を実施します。

システム障害発生時においても、可能な限り業務を継続するよう努めますが、重度のシステム障害が発生した場合など、コンティンジェンシー・プランに示す障害ケースに該当する場合はその全部または一部を停止することがあります。

5. 対応のための体制整備

「4. 対応方針」に記載された対応をとるために、以下の体制・資材等の備えを行っています。

（１）BCP担当

リスクが顕在化した際に、所要の対応を迅速かつ的確に行うため、BCP担当を設置し、被害状況及び事業継続状況の把握、外部機関との連絡等を行うとともに、必要な意思決定を行うこととしています。

（２）人員の確保

夜間・休日にリスクが顕在化した際に、必要人員を確保するために、あらかじめ初期対応にあたる人員を定めています。

（３）通信手段の確保

リスクが顕在化した際に、当所内外への連絡手段を確保するために、一般電話、FAX、携帯電話、電子メール、取引システムによる通知、衛星電話等の通信手段を用意するとともに、外部関係機関との間で相互に連絡先を交換しています。

（４）オフィス機能の代替

建物が利用不能となった場合に、通常使用している以外の場所で事業を継続することができるよう、持出用端末を用意し、リスクが顕在化した際に当該端末でシステムの操作を行う人員を定めています。

（５）データセンター

基幹システムについては、プライマリセンタ及びセカンダリセンタとも大規模な地震に耐えられる堅牢なデータセンターに設置しています。

（６）その他

BCPに定める対応手順を円滑に行うための訓練等を年1回以上実施するとともに、発電機、飲料水、食料など障害等が継続した場合の備えを用意しています。

また、本計画については、新たなリスクの発現や環境の変化にあわせ、適時の見直しを行っていくこととしています。

以 上